



Q 私は会社の総務担当をしています。労災保険で二次健康診断が無料で受けられる制度があると聞きました。どのような制度ですか。

労災保険の2次健康診断の制度

A 労災保険の「2次健康診断等給付」というもので、脳・心臓疾患の発症を事前に防止するための制度です。

労働者が労働安全衛生法による健康診断（1次健康診断）を受診し、その結果①血圧②血中脂質③血糖④腹囲またはBMI（肥満度）のすべての検査で、異常の所見があると診断された場合、すでに医師が脳・心臓疾患の診断を行っていない時を対象となります。

2次健康診断として、①空腹時血中脂質②空腹時血糖値③ヘモグロビンA1c④負荷心電図または胸部超音波⑤頸部超音波⑥微量アルブミン尿の検査を行います。その結果に基づいて保健指導が実施されます。その他の要件としては、2次健康診断は1次健康診断の受診日から3カ月以内に行うこと、1年度に1回のみ対象となることなどがあります。

請求の方法や受診できる医療機関など、詳しくは労働局労災補償課に尋ねてください。

鳥取労働局労働基準部労災補償課 電話 0857-29-1706